ACSES ニュースレター_１９５０号（2020 年 9 月 29 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（14 頁）―

□ 肥料
◇肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（農林水産省令第 63 号）〈官報〉

藤袴（フジバカマ）

****

□ *肥料*

◇肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（農林水産省令第 63 号）

［官報］ 令和 2 年 9 月 28 日　号外　第 201 号　2～37 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20200928/20200928g00201/20200928g002010002f.html

○農林水産省令第 63 号

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第二項第二号から第四号まで、第六条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第十九条第二項並びに肥料の品質の確保等に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百九十八号）第五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和 2 年 9 月 28 日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令

（肥料取締法施行規則の一部改正）

第一条　肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改　正　後	改　正　前
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則 （削る）	肥料取締法施行規則 （指定配合肥料） **第一条**　肥料取締法（以下「法」という。）第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める普通肥料は、専ら登録を受けた普通肥料が原料として配合される普通肥料のうち次の各号に掲げる普通肥料以外のもの（家庭園芸用肥料（当該肥料の容器又は包装の外部に、農林水産大臣が定めるところにより、その用途が専ら家庭園芸用である旨を表示したもので、かつ、

	その正味重量が十キログラム以下のものをいう。以下同じ。）にあつては、第一号から第三号までに掲げる普通肥料以外のもの）とする。 一　次に掲げる普通肥料のいずれかを原料の一つとして配合した普通肥料 イ　事故肥料 ロ　肥料の品質を低下させるような異物が混入された普通肥料 ハ　土壌中における硝酸化成を抑制する材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）が使用された普通肥料 ニ　液状の普通肥料 ホ　牛、めん羊又は山羊由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下この号において同じ。）を使用して生産された普通肥料（牛、めん羊、山羊及び鹿による当該肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため、農林水産大臣が定めるところにより、当該摂取の防止に効果があると認められる材料農林水産大臣が指定するものに限る。）若しくは原料の使用又は当該疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工その他必要な措置が行われたものを除く。） 二　石灰質肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）又はけい酸質肥料（シリカゲル肥料を除く。）に属する普通肥料と当該肥料の属する種別と異なる種別に属する普通肥料（アルカリ分を保証するもの（混合りん酸肥料を除く。）又は苦土肥料に属するもの（水溶性苦土を保証するものを除く。）を除く。）を原料として配合した普通肥料 三　配合に当たつて肥料の品質を低下させるような異物を混入した普通肥料 四　配合に当たつて第四条第三号に掲げる材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）を使用した普通肥料
（有害成分を含有するおそれが高い普通肥料） 第一条　肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号。以下「法」という。）第四条第一項第三号の農林水産省令で定める普通肥料は、次のとおりとする。 一～八（略） （指定混合肥料） 第一条の二　法第四条第二項第二号の農林水産省令で定める普通肥料は、専ら登録を受けた普通肥料（同条第一項第三号から第五号までに掲げるものを除く。）	（有害成分を含有するおそれが高い普通肥料） 第一条の二　法第四条第一項第三号の農林水産省令で定める普通肥料は、次のとおりとする。 一～八（略） （新設）

が原料として配合される普通肥料のうち、別表に掲げるもの以外のもの（家庭園芸用肥料（当該肥料の容器又は包装の外部に、農林水産大臣が定めるところにより、その用途が専ら家庭園芸用である旨を表示したもので、かつ、その正味重量が十キログラム以下のものをいう。以下同じ。）にあつては、同表第一号から第三号までに掲げる普通肥料以外のもの）とする。 ２　法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める普通肥料は、専ら登録を受けた普通肥料（同条第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）及び登録を受けた普通肥料（同項第三号に掲げるものに限る。）若しくは特殊肥料（法第二十二条第一項の規定による届出がされたものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又はその双方が原料として配合される普通肥料のうち、別表に掲げるもの以外のもの（家庭園芸用肥料にあつては、同表第一号から第三号までに掲げる普通肥料以外のもの）とする。 ３　法第四条第二項第四号の農林水産省令で定める普通肥料は、専ら登録を受けた普通肥料（同条第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）若しくは特殊肥料又はその双方に同条第二項第四号に規定する指定土壌改良資材が混入される普通肥料のうち、別表に掲げるもの以外のもの（家庭園芸用肥料にあつては、同表第一号から第三号までに掲げる普通肥料以外のもの）とする。	
（指定土壌改良資材） **第一条の三**　法第四条第二項第四号の農林水産省令で定める土壌改良資材は、地力増進法施行令（昭和五十九年政令第二百九十九号）第一号及び第三号から第十号までに掲げる種類の土壌改良資材（同令に規定する基準に適合しないものを除き、かつ、同令第三号に掲げる種類の土壌改良資材にあつては、普通肥料に該当するものを除く。）とする。	（新設）
（登録又は仮登録の申請書の様式） **第一条の四**　（略）	（登録又は仮登録の申請書の様式） **第一条の三**　（略）
（仮登録の申請に要する栽培試験の成績） **第三条**　法第六条第一項第九号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～三　（略） 四　試験の設計 イ　供試肥料の名称及び分析成績並びに対照肥料の種類（第十一条第八項第二号に規定する指定配合肥料又は同項第四号に規定する指定化成肥料の場合にはその旨）及び名称並びに分析成績	（仮登録の申請に要する栽培試験の成績） **第三条**　法第六条第一項第九号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の栽培試験の成績を申請書に記載する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～三　（略） 四　試験の設計 イ　供試肥料の名称及び分析成績並びに対照肥料の種類（指定配合肥料の場合にはその旨）及び名称並びに分析成績

ロ～ヘ（略）	ロ～ヘ（略）
五～八（略）	五～八（略）
２　（略）	２　（略）
（申請書の記載事項）	（申請書の記載事項）
第四条　法第六条第一項第十一号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	**第四条**　法第六条第一項第十一号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　（略）	一　（略）
二　第一条に定める普通肥料にあっては、原料の使用割合及び生産工程の概要	二　第一条の二に定める普通肥料にあっては、原料の使用割合及び生産工程の概要
三　肥料の固結、飛散、吸湿、沈殿、浮上、腐敗若しくは悪臭を防止し、その粒状化、成形、展着、組成の均一化、脱水、乾燥、凝集、発酵若しくは効果の発現を促進し、それを着色し、若しくはその土壌中における分散を促進し、反応を緩和し、若しくは硝酸化成を抑制する材料又は別表第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料を使用した普通肥料にあっては、その材料の種類及び名称並びに使用量	三　肥料の固結、飛散、吸湿、沈殿、浮上、腐敗若しくは悪臭を防止し、その粒状化、成形、展着、組成の均一化、脱水、乾燥、凝集、発酵若しくは効果の発現を促進し、それを着色し、若しくはその土壌中における分散を促進し、反応を緩和し、若しくは硝酸化成を抑制する材料又は第一条第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料を使用した普通肥料にあっては、その材料の種類及び名称並びに使用量
四　（略）	四　（略）
（見本の提出）	（見本の提出）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
２　前項の肥料の見本には、その容器の外部に次に掲げる事項を記載した票紙を付けなければならない。	２　前項の肥料の見本には、その容器の外部に次に掲げる事項を記載した票紙を付けなければならない。
一・二（略）	一・二（略）
三　含有主成分量（第一条に定める普通肥料にあっては、有害成分の含有量）	三　含有主成分量（第一条の二に定める普通肥料にあっては、有害成分の含有量）
３　農林水産大臣は、第一条及び第二条の二に定める普通肥料の登録の申請に係る普通肥料であって植物に対する害に関する栽培試験の必要があると認めるもの並びに仮登録の申請に係る普通肥料であって栽培試験の必要があると認めるものについては、当該試験に必要な最少量の見本の追加提出を命ずることがある。	３　農林水産大臣は、第一条の二及び第二条の二に定める普通肥料の登録の申請に係る普通肥料であって植物に対する害に関する栽培試験の必要があると認めるもの並びに仮登録の申請に係る普通肥料であって栽培試験の必要があると認めるものについては、当該試験に必要な最少量の見本の追加提出を命ずることがある。
（指定混合肥料の生産業者及び輸入業者の届出様式）	（指定配合肥料の生産業者及び輸入業者の届出様式）
第十条の三　（略）	**第十条の三**　（略）
（保証票の様式及び添付方法）	（保証票の様式及び添付方法）
第十一条　（略）	**第十一条**　（略）
２　法第十七条第一項若しくは第二項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならない生産した事業場の名称及び所在地については、次のいずれかの表記により記載しなければならない。	２　法第十七条第一項若しくは第一一項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならない生産した事業場の名称及び所在地については、法第四条第一項若しくは第二項、第五条若しくは第三十三条の一一第一項の規定による登録若しくは仮登録に係る当該事業場の名称及び所在地（当該名称又は所在地を法第十コ一条第一項の規定により変更

	した場合は、変更後の名称及び所在地)若しくは法第十六条の二第一項、第一一項若しくは第三項の規定により届け出た当該事業場の名称及び所在地と同一の表記によるか又は当該事業場について生産業者(法第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた者を含む。)があらかじめ農林水産大臣に届け出た名称及び所在地に係る略称により記載しなければならない。
一　法第四条第一項若しくは第三項、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録に係る当該事業場の名称及び所在地(当該名称又は所在地を法第十三条第一項の規定により変更した場合は、変更後の名称及び所在地)又は法第十六条の二第一項、第 二　項若しくは第三項の規定により届け出た当該事業場の名称及び所在地と同一の表記二当該事業場について生産業者(法第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた者を含む。)があらかじめ農林水産大臣に届け出た名称及び所在地に係る略称 三　当該事業場について第一号と同一の表記により名称及び所在地を掲載したウエプサイト(農林水産大臣が認めるウエブサイトに限る。第十一条の二第三一項及び第十二条において同じ。)のアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。第十一条の二第一二項及び第十二条において同じ。)	(新設)
３・４　(略)	３・４　(略)
５　農林水産大臣は、法第四条第一項第七号若しくは第三項の規定による都道府県知事の登録を受けた普通肥料又は法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による都道府県知事への届出に係る指定混合肥料について第二項の規定による略称の届出があったときは、当該届出に係る事項を当該普通肥料につき法第四条第一項第七号若しくは第三項の規定による登録をした都道府県知事又は当該指定混合肥料につき法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知するものとする。	５　農林水産大臣は、法第四条第一項第七号若しくは第三項の規定による都道府県知事の登録を受けた普通肥料又は法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による都道府県知事への届出に係る指定配合肥料について第二項の規定による略称の届出があったときは、当該届出に係る事項を当該普通肥料につき法第四条第一項第七号若しくは第二項の規定による登録をした都道府県知事又は当該指定配合肥料につき法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知するものとする。
６　(略)	６　(略)
７　指定混合肥料について法第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならない肥料の名称並びに生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所は、法第十六条の二第一項、第二項又は第三項の規定により届け出た事項と同一でなければならない。	７　指定配合肥料について法第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならない肥料の名称並びに生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所は、法第十六条の二第一項、第二項又は第三項の規定により届け出た事項と同一でなければならない。
８　法第四条第二項第二号に掲げる普通肥料について	８　指定配合肥料について法第十七条第一項又は第十

法第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならない保証成分量については、次に定めるところによらなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める場合にあっては、この限りでない。	八条第一項の規定により保証票に記載しなければならない保証成分量については、次に定めるところによらなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める場合にあっては、この限りでない。
一　原料として使用した普通肥料において保証された主成分は全て保証するものとする。ただし、次号に規定する指定配合肥料に該当する場合（当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料の主成分の含有量を当該指定配合肥料のロットごとに確認した場合に限る。）又は第四号に規定する指定化成肥料に該当する場合にあっては、当該主成分に加えて、原料として使用した当該普通肥料の公定規格で定める含有すべき主成分とされているものを保証することができるものとする。	一　原料として使用した普通肥料において保証された主成分はすべて保証するものとし、当該主成分以外のものは保証してはならない。
二　法第四条第二項第二号に掲げる普通肥料のうち第四号に規定する指定化成肥料以外の普通肥料（以下この号において「指定配合肥料」という。）において保証する主成分の保証成分量の数値は、原料として使用した普通肥料のうち当該主成分を保証したものごとに当該主成分の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上（合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上）で、かつ、次のいずれかの値を超えない範囲内で定めるものとする。	二　保証する主成分の保証成分量の数値は、原料として使用した普通肥料のうち当該主成分を保証したものごとに当該主成分の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上（合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上）で、かつ、合算した値を超えない範囲内で定めるものとする。
イ　当該合算した値	（新設）
ロ　当該指定配合肥料の生産業者が当該指定配合肥料の原料として使用した普通肥料の主成分の含有量（当該生産業者が当該普通肥料のロットごとに確認したものに限る。）に、当該普通肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値	（新設）
ハ　当該指定配合肥料の主成分の含有量（当該生産業者が当該指定配合肥料のロットごとに確認したものに限る。）	（新設）
三　前号の保証成分量の数値の上限値については、次に掲げる主成分ごとに、同号イからハまでのいずれかを選択しなければならない。 イ　窒素 ロ　りん酸 ハ　加里 ニ　アルカリ分 ホ　有効けい酸 ヘ　有効苦土 ト　有効マンガン チ　有効ほう素	（新設）
四　法第四条第二項第二号に掲げる普通肥料のうち	

造粒（水のみを用いる造粒を除く。）その他の農林水産大臣が定める方法により加工された普通肥料（以下この号において「指定化成肥料」という。）において保証する主成分の保証成分量の数値は、原料として使用した普通肥料のうち当該主成分を保証したものごとに当該主成分の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上（合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上）で、かつ、当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認した当該指定化成肥料の主成分の含有量を超えない範囲内で定めるものとする。

五　第一号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる主成分についてその保証成分量の数値がそれぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない場合には、当該主成分を保証してはならない。

主成分	百分比	
窒素、りん酸、加里	一	○・一
有効苦土	一	○・○一
アルカリ分、有効けい酸	五	五
有効マンガン	○・一	○・○○一
有効ほう素	○・○五	○・○○一

六　（略）

9　法第四条第二項第三号に掲げる普通肥料（第二号において「特殊肥料等入り指定混合肥料」という。）について法第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならない主要な成分の含有量については、次に定めるところによらなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める場合にあつては、この限りでない。

一　原料として使用した普通肥料（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料を除く。）において保証された主成分は、主要な成分として全て記載するものとする。ただし、当該成分に加えて、当該普通肥料の公定規格で定める含有すべき主成分とされているものを主要な成分として記載することができる。

二　原料として使用した普通肥料（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料に限る。）及び特殊肥料において表示すべき主要な成分は全て記載するものとする。ただし、当該成分に加えて、当該特殊肥料等入り指定混合肥料が含有する次号の表の上欄に掲げる主要な成分を記載することができる。

三　第一号ただし書及び前号ただし書の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる主要な成分について

（新設）

三　第一号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる主成分についてその保証成分量の数値がそれぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない場合には、当該主成分を保証してはならない。

主成分	百分比	
窒素、りん酸、加里	一	○・一
有効苦土	一	○・○一
アルカリ分、有効けい酸	一○	一○
有効マンガン	○・一	○・○○一
有効ほう素	○・○五	○・○○一

四　（略）

（新設）

その含有量の数値がそれぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない場合には、当該成分を記載してはならない。

主成分	百分比	
窒素、りん酸、加里	一	○・一
有効苦土	一	○・○一
アルカリ分、有効けい酸	五	五
有効マンガン	○・一	○・○○一
有効ほう素	○・○五	○・○○一

10　前項の規定は、法四条第二項第四号に掲げる普通肥料（以下この項において「土壌改良資材入り指定混合肥料」という。）の主要な成分の含有量について準用する。この場合において、「当該特殊肥料等入り指定混合肥料」とあるのは「当該土壌改良資材入り指定混合肥料」と読み替えるものとする。

11　（略）

（保証票の記載事項）

第十一条の二　法第十七条第一項第十二号及び第十三号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の保証票の記載については、農林水産大臣の定めるところによらなければならない。

２　法第十七条第一項第十四号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。第十一条の二法第十七条第一項第十二号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　農林水産大臣の指定する普通肥料にあつては、原料の種類若しくは配合の割合又は炭素窒素比

二　（略）

３　前項第一号に規定する原料の種類又は配合の割合のうち農林水産大臣が定めるものについては、農林水産大臣の定めるところにより、当該事項を表示したウェブサイトのアドレスにより記載することができる。

４　第二項に掲げる事項の保証票への記載については、前項の規定によるほか、農林水産大臣の定めるところによらなければならない。

（書面の交付）

第十二条　第十一条第二項の規定により生産した事業場の名称及び所在地を同項に規定するウェブサイトのアドレスにより保証票に記載した生産業者、輸入業者又は販売業者は、当該保証票を付した肥料の容器又は包装（容器又は包装を用いないものにあつては、その見やすい場所）に電話番号その他の連絡先を併せて表示するとともに、肥料を施用する者その他の者か

（新設）

９　（略）

（保証票の記載事項）

（新設）

２　法第十七条第一項第十二号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。第十一条の二法第十七条第一項第十二号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　農林水産大臣の指定する普通肥料にあつては、原料の種類又は炭素窒素比

二　（略）

（新設）

２　前項に掲げる事項の保証票への記載については、農林水産大臣の定めるところによらなければならない。

（新設）

ら当該事業場の名称及び所在地を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、当該書面を交付しなければならない。 ２　前項の規定は、前条第三項の規定により同条第二項第一号に規定する原料の種類又は配合の割合を同条第三項に規定するウェブサイトのアドレスにより保証票に記載した生産業者、輸入業者又は販売業者に準用する。 **第十三条**　削除 （農林水産大臣の許可する事故肥料） **第十五条**　法第十九条第二項の規定により農林水産大臣が譲渡を許可する事故肥料は、法第四条第一項第一号から第三号まで若しくは第六号若しくは同条第四項本文、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定により農林水産大臣の登録若しくは仮登録を受けた普通肥料又は法第十六条の二第一項の規定による農林水産大臣への届出に係る指定混合肥料であつて生産業者又は輸入業者の所有しているものとする。 （事故肥料譲渡許可の申請） **第十六条**　前条に掲げる肥料について法第十九条第二項の規定により許可を受けようとする者は、次の事項を記載した事故肥料譲渡許可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　肥料の種類及び名称（仮登録の場合又は指定混合肥料の場合には肥料の名称） 三　（略） 四　事故肥料発生前の肥料の数量及び保証成分量（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料にあつては事故肥料発生前の肥料の数量及び含有を許される有害成分の最大量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあつては事故肥料発生前の肥料の数量及び法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主要な成分（以下この号、次号及び第十八条第一項第三号において単に「主要な成分」という。）の含有量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものに限る。）にあつては事故肥料発生前の肥料の数量、主要な成分の含有量及び原料として配合した同条第一項第三号に掲げる普通肥料の種類とする。） 五　譲渡しようとする肥料の数量及び含有主成分量（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料にあつ	**第十二条及び第十三条**　削除 （農林水産大臣の許可する事故肥料） **第十五条**　法第十九条第二項の規定により農林水産大臣が譲渡を許可する事故肥料は、法第四条第一項第一号から第三号まで若しくは第六号若しくは同条第三項本文、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定により農林水産大臣の登録若しくは仮登録を受けた普通肥料又は法第十六条の二第一項の規定による農林水産大臣への届出に係る指定配合肥料であつて生産業者又は輸入業者の所有しているものとする。 （事故肥料譲渡許可の申請） **第十六条**　前条に掲げる肥料について法第十九条第二項の規定により許可を受けようとする者は、次の事項を記載した事故肥料譲渡許可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　肥料の種類及び名称（仮登録の場合又は指定配合肥料の場合には肥料の名称） 三　（略） 四　事故肥料発生前の肥料の数量及び保証成分量（法第四条第一項第三号に掲げる肥料にあつては事故肥料発生前の肥料の数量及び含有を許される有害成分の最大量） 五　譲渡しようとする肥料の数量及び含有主成分量

ては譲渡しようとする肥料の数量及び有害成分の含有量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものを除く。）にあつては譲渡しようとする肥料の数量及び主要な成分の含有量とし、同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通肥料（同条第一項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されたものに限る。）にあつては譲渡しようとする肥料の数量、主要な成分の含有量及び有害成分の含有量とする。）	（法第四条第一項第三号に掲げる肥料にあつては譲渡しようとする肥料の数量及び有害成分の含有量）
六　（略）	六　（略）
２・３　（略）	２・３　（略
（事故肥料譲渡許可証）	（事故肥料譲渡許可証）
第十七条　農林水産大臣は、法第十九条第二項の規定による許可をしたときは、当該許可を受けた者に対し、次の事項を記載した事故肥料譲渡許可証を交付するものとする。	**第十七条**　農林水産大臣は、法第十九条第二項の規定による許可をしたときは、当該許可を受けた者に対し、次の事項を記載した事故肥料譲渡許可証を交付するものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　肥料の種類及び名称（仮登録の場合又は指定混合肥料の場合には肥料の名称）	三　肥料の種類及び名称（仮登録の場合又は指定配合肥料の場合には肥料の名称）
四　（略）	四　（略）
（事故肥料成分票の添付命令）	（事故肥料成分票の添付命令）
第十八条　農林水産大臣は、法第十九条第二項の規定による許可をするときは、申請者に対し、当該肥料の容器又は包装の外部（容器及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各個。以下同じ。）に次の事項を記載した事故肥料成分票を付すべき旨を命ずることがある。	**第十八条**　農林水産大臣は、法第十九条第二項の規定による許可をするときは、申請者に対し、当該肥料の容器又は包装の外部（容器及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各個。以下同じ。）に次の事項を記載した事故肥料成分票を付すべき旨を命ずることがある。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　含有主成分量（法第四条第一項第三号並びに同条第二項第三号及び第四号に掲げる普通料にあつては、主要な成分の含有量）	三　含有主成分量（法第四条第一項第三号に掲げる普通料にあつては、法第十七条第一項第三号の農林水産大臣が定める主要な成分の含有量）
四・五　（略）	四・五　（略）
（表示命令）	（表示命令）
第十九条の二　農林水産大臣の定める普通肥料（法第四条第一項第七号若しくは同条第三項の規定による都道府県知事の登録を受けた普通肥料若しくは法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による都道府県知事への届出に係る指定混合肥料又は法第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けた普通肥料を除く。）の生産業者又は輸入業者は、当該普通肥料を生産し、又は輸入したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部に農林水産大臣の定める表示事項を表示しなければならない。	**第十九条の二**　農林水産大臣の定める普通肥料（法第四条第一項第七号若しくは同条同条第二項の規定による都道府県知事の登録を受けた普通肥料若しくは法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による都道府県知事への届出に係る指定配合肥料又は法第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けた普通肥料を除く。）の生産業者又は輸入業者は、当該普通肥料を生産し、又は輸入したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部に農林水産大臣の定める表示事項を表示しなければならない。
２　（略）	２　（略）
（普通肥料の生産数量等の報告義務）	

第二十四条　法第四条第一項第一号から第三号まで若しくは第六号若しくは第五条の規定により農林水産大臣の登録若しくは仮登録を受けた普通肥料又は法第十六条の二第一項の規定による農林水産大臣への届出に係る指定混合肥料の生産業者は、毎年三月末日までに、当該普通肥料の銘柄別に前年における生産数量及び販売数量を、当該普通肥料（登録を受けたものに限る。）の種類別に前年において当該普通肥料の生産に使用した原料及び材料並びに当該普通肥料に混入した異物の種類及び数量を農林水産大臣に報告しなければならない。 （映像等の送受信による通話の方法による意見の聴取） **第三十二条**　令第十一条において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によって法第三十四条第二項の意見の聴取の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成一一十六年法律第六十八号）第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であって行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。 （提出書類の通数等） **第三十五条**　第一条の四又は第八条第一項の規定による申請書、第十条第一項から第四項まで又は第十条の二第一項の規定により提出する書面、第十条の三の規定による届出書、第十一条第一二項の規定による届出書、第十六条第一項又は令第三条の規定による申請書、第二十条又は第二十一条の規定による届出書、第二十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による報告書、第二十八条第一項の規定による届出書、第三十条第一項の規定による報告書及び第三十一条の規定による届出書は、正副各一通を提出しなければならない。 ２・３　（略） 別表（第一条の二関係） 一　次に掲げる肥料（第一条の二第一項に規定する肥料にあっては、れかを原料の一つとして配合したもの イ　事故肥料 ロ　肥料の品質を低下させるような異物が混入された肥料 ハ　土壌中における硝酸化成を抑制する材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）が使用された肥料	（普通肥料の生産数量等の報告義務） **第二十四条**　法第四条第一項第一号から第三号まで若しくは第六号若しくは第五条の規定により農林水産大臣の登録若しくは仮登録を受けた普通肥料又は法第十六条の二第一項の規定による農林水産大臣への届出に係る指定配合肥料の生産業者は、毎年三月末日までに、当該普通肥料の銘柄別に前年における生産数量及び販売数量を、当該普通肥料（登録を受けたものに限る。）の種類別に前年において当該普通肥料の生産に使用した原料及び材料並びに当該普通肥料に混入した異物の種類及び数量を農林水産大臣に報告しなければならない。 （映像等の送受信による通話の方法による意見の聴取） **第三十二条**　令第八条において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によって法第三十四条第二項の意見の聴取の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成一一十六年法律第六十八号）第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であって行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。 （提出書類の通数等） **第三十五条**　第一条の三又は第八条第一項の規定による申請書、第十条第一項から第四項まで又は第十条の二第一項の規定により提出する書面、第十条の三の規定による届出書、第十一条第一二項の規定による届出書、第十六条第一項又は令第三条の規定による申請書、第二十条又は第二十一条の規定による届出書、第二十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による報告書、第二十八条第一項の規定による届出書、第三十条第一項の規定による報告書及び第三十一条の規定による届出書は、正副各一通を提出しなければならない。 ２・３　（略） （新設）

ニ　液状の肥料（当該肥料を原料として配合した普通肥料がその配合又は加工に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものを除く。）

ホ　牛、めん羊又は山羊由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。）を使用して生産された肥料（牛、めん羊、山羊及び鹿による当該肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため、農林水産大臣が定めるところにより、当該摂取の防止に効果があると認められる材料（農林水産大臣が指定するものに限る。）若しくは原料の使用又は当該疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工その他必要な措置が行われたものを除く。）

ヘ　第一条第一号から第七号までに掲げる普通肥料

ト　農林水産大臣が指定する特殊肥料（液状のものを除く。）

二　次の表の各項の上欄に掲げる肥料の区分に応じ、それぞれ当該各項の下欄各号に掲げる肥料のいずれかを原料として配合したもの（配合若しくは混入又は加工に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものを除く。

一	石灰質肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）又はけい酸質肥料（シリカゲル肥料を除く。）に属する普通肥料	一　当該肥料の属する種別と異なる種別に属する普通肥料（アルカリ分を保証するもの（混合りん酸肥料を除く。以下この表において同じ。）又は苦土肥料に属するもの（水溶性苦土を保証するものを除く。以下この表において同じ。）を除く。第二項において「石灰質肥料等と異なる種別の普通肥料」という。） 二　第一条第八号に掲げる普通肥料 三　特殊肥料（農林水産大臣が指定する特殊肥料を除く。）
二	石灰質肥料等と異なる種別	特殊肥料（農林水産大臣が指定する特殊肥料に

	の普通肥料	限る。）
備考 第一条の二第一項に規定する肥料にあつては、この表の第一項上欄に掲げる肥料と同項下欄第一号に掲げる肥料を原料として配合した肥料に限る。		
三　配合若しくは混入又は加工に当たつて肥料の品質を低下させるような異物を混入したもの （第一条の二第三項に規定する肥料にあつては、第一条の三に規定する土壌改良資材を除く。） 四　配合若しくは混入又は加工に当たつて第四条第三号に規定する材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）を使用したもの		

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第三号から別記様式第十三号まで、別記様式第十五号から別記様式第十六号の二まで及び別記様式第十七号から別記様式第十九号までを次のように改める。

別記

様式第１号（日本産業規格Ａ４）（第１条の４関係）～様式第 19 号（日本産業規格Ａ４）（第 31 条関係）

―省略―

（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成十一年農林水産省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（持続性の高い農業生産方式に係る技術） **第一条**　（略） ２　法第二条第二号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　肥効調節型肥料施用技術（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する普通肥料のうち、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素、これらの肥料の一種以上が原料として配合されるもの又は土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用されたものを施用する技術をいう。） 三　（略） ３　（略）	（持続性の高い農業生産方式に係る技術） **第一条**　（略） ２　法第二条第二号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　肥効調節型肥料施用技術（肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する普通肥料のうち、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素、これらの肥料の一種以上が原料として配合されるもの又は土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用されたものを施用する技術をいう。） 三　（略） ３　（略）

（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のよう

に改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表第一（第三条関係）
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）</td><td>第二十七条第一項、第二項及び第三項並びに第三十三条の二第四項及び第五項</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
別表第二（第五条関係）
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>肥料の品質の確保等に関する法律</td><td>第二十七条第一項及び第二項並びに第三十三条の二第四項及び第五項</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>別表第一（第三条関係）
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）</td><td>第二十七条第一項、第二項及び第三項並びに第三十三条の二第四項及び第五項</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
別表第二（第五条関係）
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>肥料取締法</td><td>第二十七条第一項及び第二項並びに第三十三条の二第四項及び第五項</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、肥料取締法の一部を改正する法律（第二条第二項において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

（肥料取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の肥料取締法施行規則の様式（第三項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同情の規定による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現に改正法による改正前の肥料取締法第四条第一項若しくは第二項、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受け、又は同法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出がされた普通肥料の保証票については、当分の間、新規則別記様式第九号から第十一号までに規定する文字及び数字の大きさによらないことができる。

３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

********** 以上 **********